

阿賀野市選挙管理委員会告示第 45 号

令和6年4月21日執行の阿賀野市長選挙及び阿賀野市議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、それぞれ次のとおりである。

令和6年4月14日

阿賀野市選挙管理委員会
委員長 小林 壽 英

1. 阿賀野市長選挙
選挙運動費用の制限額 5, 866, 000円

2. 阿賀野市議会議員補欠選挙
選挙運動費用の制限額 3, 269, 300円